

平成27年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年2月20日(金) 午後1:30~午後2:20

2. 場 所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	5	佐藤 光男
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

2番 小坂 敏

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成 27 年第 3 回 2 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、6 番 坂根 重友 君 にお願ひします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 3 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5 番 佐藤 光男 君 並びに 8 番 谷地村 久人 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 1 号 農地使用貸借合意解約書の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 1 号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告いたします。</p> <p>3 ページに合意解約書の写しを添付してあります。議案第 3 号で説明しますが、親子間での一部贈与のため解約を行うものであります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第 4 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 6 号から 9 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4 ページをお開き下さい。</p> <p>日程 4 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、農地の移動申請があったので、審議を求めます。</p>

今月の農地法第3条の許可申請は贈与が1件、売買が1件、使用貸借が4件、賃貸借が2件の合計8件です。

5ページをお開き下さい。

受付番号6号について説明いたします。付番号6号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P6に農地法3条1項の調査書、P7に許可申請書の写し、P8に使用貸借契約書の写し、P9に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、譲渡人の労働力不足により使用貸借するものです。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で6号の説明を終わります。

次に10ページをお開き下さい。受付番号7号について説明いたします。受付番号7号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P11に農地法3条1項の調査書、P12に許可申請書の写し、P13に賃貸借契約書の写し、P14に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。譲受人は、以前この農地を社団法人青い森農林興公社を介在して賃貸借権を設定していましたが、契約期間が満了したため、新たに賃貸借契約を締結するため申請するものです。申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で7号の説明を終わります。

15ページをお開き下さい。受付番号8号について説明いたします。

受付番号8号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P16に農地法3条1項の調査書、P17に許可申請書の写し、P18に賃貸借契約書の写し、P19に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。譲受人は、以前この農地を社団法人青い森農林興公社を介在して賃貸借権を設定し

	<p>ていしましたが、契約期間が満了したため、新たに賃貸借契約を締結するため申請するものです。申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で8号の説明を終わります。</p> <p>20ページをお開きください。つづいて受付番号9号について説明いたします。</p> <p>受付番号9号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P21に農地法3条1項の調査書、P22に許可申請書の写し、P23に使用貸借契約書の写し、P24に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、譲渡人が村外に居住し耕作できないため村内在住の譲受人に使用貸借をするものであります。隣地も譲受人が作付しており問題ないと考えます。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上9号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>引き続き日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号10号から13号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>25ページをお開きください。つづいて受付番号10号について説明いたします。</p> <p>受付番号10号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P26に農地法3条1項の調査書、P27に許可申請書の写し、P28に使用貸借契約書の写し、P29</p>

に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、譲渡人が村外に居住し耕作できないため村内在住の譲受人に使用貸借をするものであります。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上10号の説明を終わります。

次に30ページをお開き下さい。受付番号11号について説明いたします。

受付番号11号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P31に農地法3条1項の調査書、P32～33に許可申請書の写し、P34に使用貸借契約書の写し、P35に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。別紙、農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で受付番号11号の説明を終わります。

次に36ページをお開き下さい。つづいて受付番号12号について説明いたします。

受付番号12号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P37に農地法3条1項の調査書、P38に許可申請書の写し、P39に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。

なお、この件についての詳細説明ですが、申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。また買い受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

以上で受付番号12号の説明を終わります。

40ページをお開き下さい。つづいて受付番号13号について説明いたし

	<p>ます。</p> <p>受付番号 13 号の農地法第 3 条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P41 に農地法 3 条 1 項の調査書、P42 に許可申請書の写し、P43 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、家族間の贈与であり、譲受人が青年就農給付金の受給資格のため譲渡人から贈与を受けるものです。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で 13 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号の受付番号 6 号から 13 号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 号の受付番号 6 号から 13 号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 27 年 第 3 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27 年 月 日

議 長

署名者

署名者